

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長崎県

2 構造改革特別区域の名称

ながさき幼稚園早期入園特区

3 構造改革特別区域の範囲

長崎市、諫早市及び松浦市並びに長崎県西彼杵郡高島町、野母崎町、三和町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、崎戸町及び大瀬戸町、東彼杵郡東彼杵町、川棚町及び波佐見町、北高来郡飯盛町、南高来郡有明町、国見町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南有馬町、北有馬町、有家町、布津町及び深江町並びに北松浦郡生月町、江迎町、田平町及び吉井町の全域

4 構造改革特別区域の特性

特区範囲及び事業実施幼稚園

長崎県には、60市町に194の幼稚園（公立61園、私立133園）があるが、当初から事業への参加を希望し、かつ園児受入準備の整った82園（公立3園、私立79園）が存する32市町を特区範囲とする。

この特区範囲は、公私立幼稚園設置者の意向を踏まえて計画区域を順次拡大し、将来的には全県下幼稚園が取り組める環境を整えていく。

少子化の進行

特区範囲として申請を行う32市町の3～5歳児の人口は、昭和55年を100（40,302人）とすると、平成14年は58.6（23,599人）と41.4%減少している。

【資料 1】

このため、幼児が兄弟姉妹や身近な遊び相手など他の幼児と共に活動する機会が減少し、幼児の社会性を涵養することが困難な状況にある。

地域や家庭の教育力の低下

全国と同様に核家族化が進行しており、子育てに不安を感じる保護者が増えてきているとの報告が幼稚園長等から多くある。

また、平成15年7月に県内で発生した少年による重大事件は、県民に大きな衝撃を与え、このような事件の再発防止のためには幼児期からのこころの教育が重要であると就学前教育に対する関心が高まっている。

保護者の早期入園ニーズ

園児数が年々減少するなかで、県内幼稚園における満3歳児の途中入園は、平成12年度に受入を開始して以来、毎年500名を越える。

【資料 2】

また、県内幼稚園の約8割で3歳未満児の年度当初からの入園を希望する保護者の

要望があり、早期入園を求める保護者ニーズが高い。

満3歳児教育の充実・普及

満3歳児は誕生日以降の途中入園となるため、年間を通じたカリキュラム実践が困難であり、十分な教育内容の提供ができないと考える幼稚園長等が多い。

また、満3歳児の途中入園者数把握が困難なことから、計画的なクラス編成や教員雇用が行えないなど経営的に厳しい状況にある。

幼稚園の空き教室

特区範囲内にある事業実施を希望する幼稚園の定員充足率は58.7%で、117部屋の空き教室を抱えている。 【資料 3】

5 構造改革特別区域計画の意義

少子化や過疎化の進行による幼児の遊び相手の減少、核家族化に伴う家庭や地域の教育力低下を3歳未満児の入園を促進することにより幼稚園教育で補完し、幼児の社会性が涵養できる。

年間を通じたカリキュラムを実践することにより、2歳児の教育内容の充実が期待できる。また2歳児教育を定着させ、幼稚園教育の充実・普及を図ることができる。

2歳児保育の実現は、早くから幼稚園との関わりを持つことができ、保護者の不安解消の一助ともなる。保護者の子育てへの不安や負担解消を図るなど、幼稚園のもつ地域の子育て支援センターとしての役割・機能を拡大する。

働きながら子供を幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えるとともに、選択の幅を広げることができ、子育てを行う保護者の社会参加を促進する。

幼稚園の空き教室が有効活用され、園児数の増加につながる。

以上のことから、この事業の成果は、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

特区を導入することで、2歳児教育を定着させ、幼稚園教育の充実・普及を図る。

早期に集団生活を経験することで幼児の社会性を涵養し、心身の健全な発達の醸成を目指す。

延長保育との組み合わせにより、働きながら子どもを幼稚園に就園させたい保護者のニーズに対応することで、子育てを行う保護者の社会参加を促進する。

幼稚園のもつ地域の子育て支援センターとしての機能を活用して、保護者の子育てへの不安や負担の解消を図り、幼稚園がもつ「親と子の育ちの場」としての役割を充実させる。

公私立幼稚園設置者の意向を踏まえて計画区域を拡大し、将来的には全県下の幼稚園が取り組める環境を整える。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼児の社会性の涵養の促進

幼児が満3歳に達する年度の当初から一斉に幼稚園に入園する方法に変えることで、幼児が幼稚園で他の幼児とともに活動する機会の充実が図られ、集団生活を通して幼児の社会性の涵養が促進される。

幼児教育の充実・普及

年間を通じたカリキュラムを実践することで、3歳未満児に対する教育内容の充実が図られ、幼稚園教育がさらに普及される。

子育て支援

幼稚園の持つ地域の子育てセンター機能を活用することで、子育ての負担・不安を軽減し、少子化対策の一助となる。

園児数の増加

32市町内幼稚園の平成14年度における満3歳児途中入園は423人あり、年度当初入園が可能となれば、早期入園を希望する保護者のニーズの高さから、3歳未満児の入園者数は500人程度まで増加が見込まれる。

【資料 4】

幼稚園施設の有効活用

32市町にある102園の幼稚園の内、事業実施を希望する82園では117部屋の空き教室を抱えており、3歳未満児の入園により園児数が増加することによって施設の有効活用が図られる。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

預かり保育推進事業費補助金

預かり保育事業を行う幼稚園を設置する学校法人対して経費の一部を助成し、子育てを支援する。

子育て支援活動推進事業費補助金

私立幼稚園を地域開放して家庭を支援するなど幼稚園が地域の子育て支援センターとしての役割を果たすための様々な活動に要する経費の一部を助成する。

2歳児教育カリキュラムの研究

県教育委員会など関係機関と連携して調査研究を行い、幼稚園における2歳児教育の教育課程編成や、発達に即した年間指導計画作成を支援する。

別紙

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

本県では、少子化の進展に伴い幼児の遊び相手の減少や、核家族化等により地域や家庭の教育力低下がみられることから、幼児の地域における社会性の涵養が困難な状況となっている。

この度、特例により当面32市町内の幼稚園において幼児を満3歳に達する年度の当初から幼稚園への受け入れを可能とすることで、幼児の社会性の涵養を促すとともに、家庭における教育力低下の補完を目指す。

事業実施区域として、構造改革特別区域にある市町村全域を範囲とし、平成16年4月から園児受入を行う。

特区範囲内には102園の幼稚園（公立10園 私立92園）があるが、当面は当該事業の実施を希望し、来年4月からの受入準備が整うことが確実と認められる82園（「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」一覧表のとおり）において実施する。

なお、公私立幼稚園設置者の意向を踏まえて計画区域の拡大を図り、将来的には全県下幼稚園が取り組める環境を整える。

5 当該規制の特例措置の内容

現行の満3歳の誕生日が経過してから就園する制度では、年度途中入園ということで、年間計画に沿った幼稚園教育の実践が困難である。

また、女性の就業率が高まる中、働きながら子どもを幼稚園に通わせたという保護者のニーズに応えることが難しい。

さらに、事業実施幼稚園においては、少子化により昭和55年を100（13,621人）とすると平成14年は61（8,305人）と大幅に園児が減少している。【資料5】

このため、学校教育法第78条第2号に掲げる「園内において、集団生活を体験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。」という目標を達成することが困難な状況にあることから、3歳未満児の幼稚園への早期入園を認め、幼児の社会性の涵養を促進することが適当であると判断し、「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」に取り組もうとするものである。